

平成29年度

事業計画・予算書

1. 事業計画	1
2. 会計の区分一覧	1 1
3. サービス区分別総括予算	1 3
4. 総括資金収支予算書	1 5
5. 拠点区分資金収支予算書 (社会福祉事業)	1 7
// (公益事業)	4 1
// (収益事業)	4 3
6. サービス区分資金収支予算書 (社会福祉事業)	4 5
// (公益事業)	8 1
// (収益事業)	8 3



1. 平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会

基本方針

平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震は、地域や周りの人々とのつながりや支え合いの大切さを改めて認識するきっかけとなりました。

震災後に各地域で実施された安否確認や避難誘導、近所での助け合い等は、まさしく地域で取り組まれていた日頃の自治活動や福祉活動の賜であり、今後のまちづくりに多くの示唆を与えたといえます。震災翌日に立ち上げた災害ボランティアセンターには、市民から、屋内外の片づけやがれきの撤去など多くの相談が寄せられ、市内外から駆け付けたたくさんのボランティアの協力を得て、その解決を図りましたが、人の絆や助け合いの大切さが再認識できた一方で、孤立や高齢化のもたらす地域の課題も顕在化しました。

また、平成 27 年度より倉吉市から受託している生活困窮者自立支援事業を実施する中で、市民や企業、各種団体等の参加による新たな助け合いのしくみとして始めた「倉吉くらしの応援団」事業においては、参加事業所も増え、こども食堂のネットワーク化や、平成 29 年度入学生から制服等リユース事業を開始するなど、子どもや若者の自立に向けた取り組みが広がりつつあります。

このたびの震災や各種事業等を通し、顕在化する地域の福祉課題やニーズに対応するため、行政や多職種との連携を進めるとともに、子どもの時から近所や地域に関心を寄せる機会を増やし、支援を必要とする人が孤立しないよう見守りをはじめとした地域の支え合い活動を推進します。

そして、防災・減災につながる日頃から互いに助け合いのできるまちづくりに向け、今年度策定する第 4 期倉吉市地域福祉活動計画にその重点目標と実施計画を定め、「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けた取り組みを展開していきます。

さらに、各事業を円滑かつ効果的に進めるために、人の気持ちを受け止めることのできる人間性に併せ、広い視野と専門性、実践力を備えた職員の育成に取り組んでいきます。

重点目標

1. 第 4 期倉吉市地域福祉活動計画の策定と地域福祉活動の推進
2. 震災の振り返りと災害に強いまちづくりの推進
3. 相談支援事業の推進
4. 介護保険事業等の安定経営
5. 広報活動の推進
6. 職員の資質の向上
7. 自己財源の確保と財政基盤の整備

事業計画

1. 組織体制と財政基盤の整備

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 理事会の開催 | (5・6・9・12・3月) |
| (2) 評議員会の開催 | (6・12・3月) |
| (3) 監事会の開催 | (5・11月) |
| (4) 正副会長会の開催 | (随時) |
| (5) 評議員選任・解任委員会の開催 | (随時) |
| (6) 部会の開催 | |
| ・総務財政部会 | (随時) |
| ・地域福祉部会 | (随時) |
| ・在宅福祉部会 | (随時) |
| (7) 行政等との連携強化 | |
| ・顧問会議の開催 | |
| ・関係部署との情報交換 | (随時) |
| (8) 苦情解決委員会の開催 | |
| ・苦情、要望等の対応や改善の検討 | (随時) |
| (9) 法人登記 | |
| ・資産総額及び事業の変更登記 | (6月) |
| (10) 財源の確保と経営強化 | |
| ・会員の拡充 | |
| ・公的、民間助成制度の活用 | |
| 新・経営コンサルティングの導入 | |
| 新・業務継続計画（BCP）の策定 | |
| (11) 役職員研修等の実施と参加 | |
| ①内部研修の実施 | |
| ・新任職員研修 | (4月) |
| ・接遇研修 | (年2回) |
| 新・財務研修 | (年3回) |
| ・職員人権研修 | (年2回) |
| ②外部研修への参加 | |
| ③市町村社協役員セミナー等への参加 | |
| (12) 職員の健康管理 | |
| ・職員健康診断の実施 | (5～6月) |
| ・ストレスチェックの実施 | (7～8月) |

- ・職員健康相談の実施 (年7回)
- ・衛生委員会の開催 (12・2月)

(13) 広報事業の推進

①広報活動の推進

- ・広報紙「しあわせ」の発行 (毎月1回)
- ・点訳広報紙の発行 (毎月1回)
- ・ホームページの管理と充実 (随時)
- 新・フェイスブックページの設置と管理 (随時)

②第58回倉吉市社会福祉大会の開催 (11月)

- ・表彰、地域福祉実践発表、講演の実施

2. 社会福祉法人の「地域における公益的取組」の推進

(1) 社会福祉法人の「地域における公益的取組」の連携

- (2) 社会福祉法人等意見交換会の開催 (7月)

3. 地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進と地区社会福祉協議会との連携

①ふれあい・いきいきサロン事業の推進

- ・新規立ち上げ費用の助成 (随時)
- ・継続費用の助成 (7月)

②小地域福祉ネットワークづくり事業の推進

- ・小地域福祉活動研修会の開催 (6・12月)
- ・地区社協への事業費補助 (随時)

③地区社協「地域福祉活動計画」策定の推進

- ・地区社協「地域福祉活動計画」の策定支援 (随時)

④災害時における支え愛地域づくり推進事業の推進

- ・実施自治公民館への事業費補助と活動支援 (随時)

(2) 地区社協活動の支援と連携強化

- ・地区社協への運営費補助 (7月下旬)
- ・地区社協連絡協議会事務局の運営 (年6回)
- ・地区社協事業等への協力と地区担当職員の配置 (随時)

(3) 地区福祉懇談会の開催支援

- ・各地区社協の福祉懇談会の開催支援 (9～10月)

(4) 第3期「地域福祉活動計画」(平成24～平成28年度)の見直し及び第4期計画(平成30～平成34年度)の策定

- (5) 倉吉市民生児童委員連合協議会との連携と助成
- ・市民協及び地区民協との連携による関連事業の推進
 - ・研修、活動事業への補助 (8月)
- (6) 高齢者福祉活動の推進
- ①福祉協力員活動の推進
- ・地区社協への事業費補助 (6月)
 - ・地区代表者会の開催 (8月)
 - ・緊急連絡用カードの更新
 - ・地区研修会等への協力 (随時)
- ②ふれあい給食サービス事業の推進
- ・地区社協への事業費補助 (4・6・10月)
 - ・給食サービスボランティア研修会の開催 (6月)
 - ・地区責任者連絡会の開催 (5・2月)
 - ・配食用容器、消耗品の配付 (3月)
- ③地区敬老会事業の助成
- ・地区自治公民館協議会への事業費補助 (4月他)
- ④倉吉市老人クラブ連合会活動への協力と助成
- ・ペタンク大会の共催 (6月)
 - ・諸事業への協力と事務局の運営
- (7) 障がい児・者福祉活動の推進
- ①倉吉市身体障害者福祉協会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営
- ②倉吉市手をつなぐ育成会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営
- ③倉吉市精神障がい者家族会活動への協力
- ・諸事業への協力と事務局の運営
- (8) 児童・青少年福祉活動の推進
- ①児童・生徒独居老人訪問活動事業の推進
- ・地区社協への事業費補助 (随時)
- ②準要保護児童・生徒への支援
- ・修学旅行費用の一部助成 (随時)
- ③中学校区少年少女のつどい事業への助成
- ・各中学校区青少年育成連絡協議会への事業費補助 (随時)
- ④子育て支援事業の推進
- ・託児用おもちゃ貸出事業の実施 (随時)

- (9) 母子・父子福祉活動の推進
- ①倉吉市母子寡婦福祉連合会活動への協力
 - ・諸事業への協力と事務局の運営
- (10) 高齢者・障がい者関係団体等事業の推進
- ・福祉団体連絡会の開催 (2月)
- (11) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会活動への協力と助成
- ・諸事業への協力と助成及び事務局の運営
- (12) 倉吉市ボランティアセンター事業の実施
- ①ボランティア活動の情報提供
 - ・広報紙「しあわせ」での広報 (月1回)
 - ・ホームページでの広報 (随時)
 - ②親子でボランティア体験の開催 (6月)
 - ③小学生・夏休みボランティア体験の開催 (7～8月)
 - ④中学生・夏休みボランティア体験の開催 (8月)
 - ⑤ボランティアカフェの開催 (月1回)
 - ⑥ボランティアフェスティバルの開催 (11月)
 - ⑦ボランティア活動の推進
 - ・個人ボランティア、ボランティアグループの活動支援
 - ・倉吉市ボランティア連絡協議会との連携
 - ・NPO、企業等との連携
 - ⑧ボランティア活動助成事業の実施
 - ・ボランティア活動助成委員会の開催 (6月)
 - ・ボランティアグループへの助成 (6月)
 - ⑨ボランティアセンター運営委員会の開催 (年2回)
 - ⑩災害ボランティアセンターの体制整備
 - ・災害ボランティアマニュアルの見直し
- 新・鳥取県中部地震倉吉市災害ボランティアセンター活動報告書の作成
- ⑪ボランティア活動体験事業（高校生・社会人）の共催 (7～12月)
 - ⑫研修の実施と参加
 - ・防災士研修講座等の受講
 - ・先進地視察研修 (6月)
- (13) 福祉教育事業の推進
- ①倉吉市福祉教育推進連絡協議会への協力
 - ・諸事業への協力
 - ②福祉教育実施校への活動協力と助成
 - ・小学校13校、中学校5校、高等学校5校、
養護学校1校へ補助 (随時)

- ③福祉教育の広報・啓発活動の協力と助成
 - ・福祉教育活動の広報・啓発への協力
 - ・「福祉教育学校活動実践集」発行の助成(2月)

(14) 更生援護活動の推進

- ①災害見舞事業の実施
 - ・災害罹災者への見舞金の贈呈
- ②更生保護事業の協力
 - ・更生保護団体への協力

(15) 福祉機具貸出事業の実施

- ・車イスの貸出 (随時)

(16) 福祉バス事業の運営

- ①安全運行と保守管理
- ②運営委員会の開催 (随時)

4. 共同募金助成事業の推進

(1) 共同募金助成事業の推進

- ・地域福祉活動事業他の実施

(2) 歳末たすけあい募金助成事業の推進

- ・助成事業の実施
- ・助成委員会の開催 (9・11月)

5. 相談支援事業の推進

(1) 倉吉市総合相談所事業の推進

- ①相談所の開設
 - ・法律相談 第1火曜日・第4金曜日 (年24回)
 - ・登記相談 第1金曜日 (年12回)

(2) 生活困窮者自立支援受託事業の実施

- ①自立相談支援事業の実施
 - ・生活困窮に係る相談支援
 - ・支援調整会議の開催 (随時)

②家計相談支援事業の実施

- ・家計管理に係る相談支援

③倉吉くらしの応援団事業の実施

- ・生活困窮者への各種支援
- ・倉吉子ども食堂連絡会の連絡・調整
- ・制服等リユース事業の実施

- ④生活困窮者自立支援ネットワーク会議の開催 (年2回)

(3) 日常生活自立支援受託事業の実施

①判断能力が不十分な人への日常的金銭管理他のサービス提供

- ・内部審査会の開催 (月1回)

②生活支援員の確保及び連絡会の実施

- ・生活支援員連絡会の開催 (年1回)

③内部検査の実施 (年1回)

(4) 成年後見事業の実施

①成年後見人等の受任

- ・成年後見に係る相談支援
- ・運営委員会の開催

新②市民後見人養成研修受託事業の実施

- ・啓発研修、養成研修の開催

(5) 民生資金貸付事業の実施

①民生資金の貸付

- ・低所得世帯に緊急かつ一時的に必要な資金の貸付
- ・滞納者への督促

(6) 生活福祉資金貸付事業の実施

①生活福祉資金の貸付

- ・低所得世帯他への貸付の相談と支援 (随時)

(7) 臨時特例つなぎ資金貸付事業の実施

①臨時特例つなぎ資金の貸付

- ・住居のない離職者への貸付の相談と支援 (随時)

6. センター運営事業の推進

(1) 倉吉福祉センターの管理運営

- ・センター設備、備品の管理
- ・センターの貸出と利用促進
- ・消防総合訓練の実施 (年1回)

新(2) 倉吉福祉センターの修復

- ・倉吉福祉センター修復推進会議の開催 (随時)
- ・倉吉福祉センター修復工事の実施
- ・市等との連携

(3) 倉吉市高齢者生活福祉センター指定管理の受託

- ・センター設備、備品の管理
- ・センターの貸出と利用促進
- ・居住部門利用者の生活支援
- ・消防総合訓練の実施 (年2回)

7. 介護保険事業の運営

介護保険法に基づき、利用者の在宅での日常生活を支援する

- (1) 居宅介護支援事業の実施
 - ・居宅介護支援事業所の運営と適切なサービスの提供
 - ・介護予防ケアプラン作成業務の受託実施新・介護予防・生活支援サービスケアプラン作成業務の受託実施
 - ・要介護認定訪問調査事業の受託実施
- (2) 訪問介護事業の実施
 - ・訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (3) 訪問入浴介護事業の実施
 - ・訪問入浴介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (4) 通所介護事業の実施
 - ・通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (5) 介護予防訪問介護事業の実施
 - ・介護予防訪問介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- (6) 介護予防通所介護事業の実施
 - ・介護予防通所介護事業所の運営と適切なサービスの提供
- 新 (7) 介護予防・生活支援サービス訪問介護事業の実施
 - ・介護予防・生活支援サービス訪問介護事業の運営と適切なサービスの提供
- 新 (8) 介護予防・生活支援サービス通所介護事業の実施
 - ・介護予防・生活支援サービス通所介護事業の運営と適切なサービスの提供
- (9) 介護職員の処遇改善の実施
 - ・職員等の処遇改善の実施

8. 障害者総合支援事業の運営

障害者総合支援法に基づき、利用者の日常生活及び社会生活を支援する

- (1) 障害者総合支援事業の実施
 - ①障害者総合支援居宅介護等事業所の運営と適切なサービスの提供
 - ・身体障害者訪問介護事業の実施
 - ・知的障害者訪問介護事業の実施
 - ・児童訪問介護事業の実施
 - ・精神障害者訪問介護事業の実施
 - ・重度訪問介護事業の実施
 - ・同行援護事業の実施
 - ・地域生活支援事業の実施
 - ・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

- ②障害者総合支援基準該当生活介護事業所の運営と適切なサービスの提供
 - ・基準該当生活介護事業の実施
- ③介護職員の処遇改善の実施
 - ・職員等の処遇改善の実施

9. 居宅介護等事業の運営

(1) 受託事業の実施

- ①配食サービス事業の受託実施
 - ・独居・高齢者世帯へ食事を届け安否確認
- ②倉吉市包括的支援事業の受託実施
 - ・総合相談業務の推進
 - ・介護予防ケアプランの作成
 - 新・介護予防・生活支援サービスケアプランの作成
 - ・権利擁護業務の推進
 - ・地域・関係機関とのネットワークづくり
- ③緊急通報システム設置事業の受託実施
 - ・24時間体制での相談の対応や通報
 - ・安否確認の実施
 - ・機器の管理
- ④介護予防教室事業の受託実施
 - ・自治公民館、小学校等での介護予防教室の開催
- ⑤認知症予防教室事業の受託実施
 - ・自治公民館等での認知症予防教室の開催
- ⑥認知症絵本教室事業の受託実施
 - ・小学校での絵本教室の開催

10. 祭壇貸出事業の推進

(1) 葬儀用祭壇貸出事業の実施

- ・本所 仏式祭壇3基、神式祭壇1基の貸出と保守
- ・支所 仏式祭壇2基、神式祭壇1基の貸出と保守

11. 特定旅客運送事業の運営

(1) 移送サービス事業の実施

- ・移送サービス事業所の運営と適切なサービスの提供
- ・乗務員の安全運転の指導及び安全運行の徹底

(2) 訪問介護員による有償運送事業の実施

- ・有償事業所の運営と適切なサービスの提供
- ・乗務員の安全運転の指導及び安全運行の徹底

12. 団体等事務局の運営

- (1) 倉吉市共同募金委員会
- (2) 日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区
- (3) 倉吉市地区社協連絡協議会
- (4) 倉吉市老人クラブ連合会
- (5) 倉吉市身体障害者福祉協会
- (6) 倉吉市手をつなぐ育成会
- (7) 倉吉市精神障がい者家族会
- (8) 倉吉市母子寡婦福祉連合会
- (9) 倉吉市社会福祉施設連絡協議会

13. 顕彰

- (1) 倉吉市社会福祉協議会会長表彰
 - ①表彰・感謝・褒賞の実施
- (2) 国・県・全社協・県社協への進達
 - ①厚生労働大臣表彰
 - ②鳥取県知事表彰
 - ③全国社会福祉協議会会長表彰
 - ④鳥取県社会福祉協議会会長表彰